

第 4 8 号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される東京都台東区職員
の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 1 2 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の改正に伴い、職員の派遣に関し、規定の整備を図るため提出します。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される東京都台東区職員
の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される東京都台東区職員の
処遇等に関する条例（昭和63年7月台東区条例第12号）の一
部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「昭和59年3月台東区条例第2号」の
次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引
き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の
1号を加える。

- (5) 定年条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動
期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長され
た管理監督職を占める職員

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。